

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課、政策評価官室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策3

政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底

（政策の基本目標）

各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られることを目標とする。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

従来、我が国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。政策評価制度は、このような観点から、国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として、平成13年1月の中央省庁等改革に伴い導入されたものであり、政策の効果点を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠なものである。（平成14年4月から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）が施行。）

（2）主な施策の概要

ア 政策評価制度の推進

総務省は、上記の政策評価制度の事務を総括する立場から、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう同制度を推進する役割を担っている。

具体的には、各府省において、政策評価の適切な実施、質の向上、予算要求等の政策への反映及び国民の政策評価に関する認識の向上が図られるよう、政策評価制度の企画立案、各府省の取組状況の把握・分析、各府省に対する情報提供及び取組の督励、調査研究、国民に対する広報活動等を実施している。

平成18年度においては、平成17年12月に改定した「政策評価に関する基本方針」等に基づき、内閣の重要政策に関する評価の徹底、評価と予算・決算との連携強化、評価の重点化・効率化の推進等を図るとともに、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）に基づき、規制について事前評価を義務付けるため、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）の改正を行った（平成19年3月30日閣議決定）。

なお、平成 18 年度における政府全体の政策評価の実施件数は、上記の評価の重点化・効率化や、政策体系上の政策の大括り化が進められた結果、約 4 千件となり、17 年度（約 1 万件）と比較して約 6 千件減少した。

イ 評価専担組織としての政策評価の実施

総務省は、上記アの制度官庁としての役割に加え、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性又は総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）を実施するとともに、各府省の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施するという、各府省とは異なる評価専担組織（評価を専門に実施する組織）として、各府省では担い得ない役割を担っている。

（ア）統一性・総合性確保評価の実施

評価の基本的な方針及び向こう 3 年間に評価の実施を予定するテーマを定めた「行政評価等プログラム」に基づき、府省の枠を超えた全政府的な見地からの評価を実施し、必要な意見を付した評価結果を関係府省の長に通知している。

「統一性・総合性確保評価」とは、複数の府省に共通する制度等について統一的行う評価（統一性確保評価）と、複数の府省にまたがる政策について総合的に行う評価（総合性確保評価）の総称。

平成 18 年度においては、「少年の非行対策に関する政策評価」（総合性確保評価）等 6 件の評価を実施し、「少年の非行対策に関する政策評価」について、意見を付した評価書を関係府省に送付するとともに公表（別紙 1 参照）。

（イ）客観性担保評価活動の実施

客観性担保評価活動として、各府省が実施した政策評価の実施手続等における客観性・厳格性の達成水準等に関する審査（評価のやり方点検）各府省が実施した政策評価のうち評価結果の妥当性に疑問があるものについて、妥当性の確認のため事実関係の把握・整理を行う認定関連活動（評価の内容点検）を実施し、これらの点検結果を毎年度取りまとめ、各府省に通知している。

（3）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
行政改革の重要方針	平成 17 年 12 月 24 日 閣議決定	8 政策評価の改善・充実 政策評価の改善・充実を図るため、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。平成 17 年 12 月 16 日改定。）等を踏まえ、以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める。 ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。 イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。 ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。
規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）	平成 18 年 3 月 31 日 閣議決定	17 年度重点計画事項 3 規制の見直し基準の策定等 2 規制影響分析（RIA）の義務付け 各府省は引き続き、RIA の試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。【平成 18 年度措置】 また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省はこれを促進するために必要な措置を講ずる。【平成 18 年度措置】

3 政策評価の結果等

(1) 主な指標の状況

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度																		
各府省における評価の実施及び質の向上 ・総務省による政策評価制度の推進や総務省が行った客観性担保評価活動において明らかになった、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況(実績評価方式における目標の数値化等の割合等)	数値化等の割合の対前年度比増	18年度	数値化等の割合(府省全体)の推移は、次図のとおり。																				
			<table border="1"> <caption>数値化等の割合(府省全体)の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>34.2%</td> <td>471件中161件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50.0%</td> <td>500件中250件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55.5%</td> <td>488件中271件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>54.6%</td> <td>441件中241件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>57.2%</td> <td>407件中233件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	割合	件数	平成14年度	34.2%	471件中161件	平成15年度	50.0%	500件中250件	平成16年度	55.5%	488件中271件	平成17年度	54.6%	441件中241件	平成18年度	57.2%	407件中233件
年度	割合	件数																					
平成14年度	34.2%	471件中161件																					
平成15年度	50.0%	500件中250件																					
平成16年度	55.5%	488件中271件																					
平成17年度	54.6%	441件中241件																					
平成18年度	57.2%	407件中233件																					
各府省における評価結果の予算要求等政策への反映 ・政策の改善・見直し等を含む、評価結果の政策への適切な反映状況	-	-	(参考)(評価結果の政策への反映割合)																				
			16年度	17年度	18年度																		
			100%	100%	100%																		
			(2748/2748)	(2910/2910)	(1834/1834)																		
			分母：事後評価実施件数、分子：政策への反映件数(「これまでの取組を継続するもの」を含む。)																				
			(政策の改善・見直し等が行われた割合)																				
16年度	17年度	18年度																					
19.9%	18.6%	23.1%																					
(548/2748)	(540/2910)	(424/1834)																					
分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数																							
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況	評価結果の関係府省における政策への反映	18年度	総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果に基づく、平成18年度における関係府省の政策への反映状況については、別紙2のとおり、法律の改正、制度の改変等、業務の改善・見直し等が図られているところであり、関係府省において評価結果の政策への反映が行われた。																				

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度
国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況	政策評価についての認知度の対前年比増	18年度	政策評価フォーラムにおいて実施したアンケートの回答（「政策評価について知っている」との回答割合）		
			17年度		18年度
			51.1% (194/380)		60.0% (144/240)

（２）平成18年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

目標年度を迎えた全ての指標において目標値を達成できた

（３）目標の達成状況の分析

ア 有効性

（ア）各府省における評価の実施及び質の向上

「実績評価方式における目標の数値化等の割合」の推移をみると、平成16年度までは増加傾向にあったものの、平成17年度は16年度に比べて横ばいであり、平成18年度は17年度に比べてわずかではあるが増加している。このことから、「対前年度比増」という本指標の目標は達成しており、有効性は認められるが、引き続き、実績評価方式における目標を数値化等により特定する取組や工夫を進めることが必要である。

可能な限りの検討を行ってもなお目標を数値化等により特定できないものについては、政策の特性等に応じ、総合評価方式や事業評価方式、あるいはこれらの主要な要素を組み合わせた仕組みの適用について検討するなどの見直しを行うことを、各府省に対して通知しており、今後とも、各府省におけるこのような取組を推進していくことが必要である。

また、平成17年12月の「政策評価に関する基本方針」の改定等による政策評価制度の見直しを踏まえた、各府省における重要政策に関する評価の実施については、経済財政諮問会議や政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）において、重要な政策や問題のある政策の評価の実施に関して第三者の意見を求めるべきとの指摘等がなされており、今後、重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みについて検討を進めることが必要である。

さらに、規制の事前評価については、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」が改正され、平成19年10月1日からその義務付けがなされることとなった。平成18年9月末までに170件を超える試行的な分析が実施されるなど、規制の事前評価に係る取組は進展しているが、定性的な分析にとどまるものも多く、今後、評価の質の向上も含め、各府省において円滑に実施されるための取組を推進することが必要である。

（イ）各府省における評価結果の予算要求等政策への反映

各府省において評価結果が政策に反映された割合は17年度に続いて100%と、これまでの取組の継続も含め、評価結果の政策への反映が図られており、また、そのうち政策の改善・見直し等に結びついた割合は約23%と、17年度に比べて増加していることから、評価結果の政策への反映について着実に成果を上げており、有効性は認められる。

(ウ) 総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映状況

上記3(1)で記述したとおり、総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果は、法律の改正、制度の改変等、業務の改善・見直しに結びつくなど関係府省における政策に反映されており、有効性は認められる。

(エ) 国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用の状況

平成18年度の政策評価フォーラムで実施されたアンケートにおいて、「政策評価について知っている」との回答が60%となり、17年度の51%と比較して増加していることから、一定の有効性は認められるが、引き続き、国民の政策評価に関する認識をより一層高めるための取組が必要である。

イ 効率性

総務省が行った統一性・総合性確保評価については、平成18年度に意見通知を行ったもの(1件)の処理期間(管区行政評価局等による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、意見通知に至るまでの期間)をみると、17年度(1件)に比べて長期間を要している。行政課題の複雑・高度化に伴い、統一性・総合性確保評価の対象テーマも複雑・高度化していること、テーマにより調査や取りまとめの複雑・困難度が異なることから、処理期間が長くなるテーマもあるが、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要となっている。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
政策評価制度に関する見直しを踏まえた各府省における政策評価の実施の推進(目標の数値化等の徹底、重要政策に関する評価の徹底、予算・決算との連携強化等)	予算要求	政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)における審議体制の強化を検討
	制度	重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みを検討
	実施体制・事務のやり方等	各府省等に対する研修の実施、機構・定員要求を検討
規制の事前評価の円滑な実施の推進	予算要求	現行予算の継続
	制度	ガイドラインの策定等
	実施体制・事務のやり方等	機構・定員要求を検討
政策評価に関する国民の認識と理解の一層の促進	予算要求	現行予算の継続
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	政策評価フォーラムの開催等広報の積極的な展開、機構・定員要求を検討

今後の課題	取組の方向性	
統一性・総合性確保評価の質の一層の向上	予算要求	現行予算の継続
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	研修の充実、調査効率の向上、機構・定員要求を検討
客観性担保評価活動の一層の推進	予算要求	現行予算の継続
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	評価の内容点検の充実・強化、機構・定員要求を検討

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

ア 目標設定に活用

- 平成 19 年 5 月 22 日、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、3 (1) の「実績評価方式における目標の数値化等の割合」、「国民の政策評価に関する認知度」に係る「向上」(対前年度比増)との目標については、今後見直すべきとの指摘があり、今後の目標設定の際に検討する。

イ 評価書の取りまとめに活用

- 平成 19 年 5 月 22 日、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、2 (1) の政策実施の必要性について、政策評価制度がなければどのような問題が発生し得るのかについて記述を加えるべき等の指摘があり、記述を追加する等の修正を行った。

(2) 評価に使用した資料等

- 各府省の政策評価書 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/seisaku_fusyou.html にリンク)
- 統一性・総合性確保評価の評価結果 (http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)
検査検定制度に関する政策評価(平成 16 年 4 月公表)、湖沼の水環境の保全に関する政策評価(平成 16 年 8 月公表)、留学生の受入れ推進施策に関する政策評価(平成 17 年 1 月公表)、大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価(平成 18 年 3 月公表)、少年の非行対策に関する政策評価(平成 19 年 1 月公表)
- 政策評価の点検結果 - 評価の実効性の向上に向けて - (平成 19 年 3 月公表)
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyakan_f.htm)
- 平成 18 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告(平成 19 年 6 月公表)(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html)
- 政策評価結果の平成 19 年度予算要求等への反映状況(平成 18 年 9 月公表)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070309_2_a.html)
- 規制影響分析(RIA)の試行的実施状況(平成 18 年 10 月公表)
(http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061017_1.html)

統一性・総合性確保評価の実施

平成18年度に実施した政策評価(6件)

テーマ名	意見通知・公表時期
少年の非行対策に関する政策評価(総合性確保評価)	平成19年1月30日
リサイクル対策に関する政策評価(総合性確保評価)	(評価実施中)
PFI事業に関する政策評価(総合性確保評価)	(評価実施中)
自然再生の推進に関する政策評価(総合性確保評価)	(評価実施中)
世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価(総合性確保評価)	(評価実施中)
配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価(総合性確保評価)	(評価実施中)

平成18年度に関係府省において評価の結果を政策に反映させた政策評価(5件)

テーマ名	意見通知・公表時期
経済協力(政府開発援助)に関する政策評価(総合性確保評価)	平成16年4月2日
検査検定制度に関する政策評価(統一性確保評価)	平成16年4月2日
湖沼の水環境の保全に関する政策評価(総合性確保評価)	平成16年8月3日
留学生の受入れ推進施策に関する政策評価(総合性確保評価)	平成17年1月11日
大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価(総合性確保評価)	平成18年3月31日

評価の結果の政策への反映状況

テーマ名	政策の評価の結果の概要	評価の結果の政策への反映状況
経済協力(政府開発援助)に関する政策評価 (総合性確保評価) (平成16年4月2日)	政府開発援助については、一定の評価は得られているものの、効果の発現とその持続性を確保するために、資金協力、技術協力などの各援助形態間や各府省間の連携・調整等に積極的に取り組んでいく必要がある。	成果重視のODAの実現を図るため、被援助国ごとのODAの方針である国別援助計画を新たに4か国策定(計23か国策定済み)する等の取組を行った。
検査検定制度に 関する政策評価 (統一性確保評価) (平成16年4月2日)	規制改革が行われた検査検定制度的については、おおむねコストが減少し、選択の幅が広がっている。各種検査検定制度的について、総務省が用いたコスト分析の手法を最大限活用し、各制度的の目的達成に支障が生じないことを前提としつつ、規制改革を更に推進する必要がある。	検査検定に係るコストの低減や選択範囲の拡大等に資するため、新たに20制度(計88制度)について制度的の改変又はコスト分析を実施した。
湖沼の水環境の 保全に関する政 策評価 (総合性確保評価) (平成16年8月3日)	これまでの湖沼の水質保全政策については、一部湖沼では水質の改善が見られるものの、総体として、期待される効果が十分発現しているとは認められない。 今後は、汚濁原因の的確な把握、湖沼水質保全計画の見直し、同計画に基づく各種施策の着実な実施が必要である。	改正湖沼法に基づき、5指定湖沼の新たな湖沼水質保全計画が策定されるなど、農地・市街地等の非特定汚染源からの汚濁負荷への対策の強化等を推進した。
留学生の受入れ 推進施策に関す る政策評価 (総合性確保評価) (平成17年1月11日)	留学生10万人受入れの目標は、平成15年に既に達成済みであるが、特定国の留学生の割合が高くなっているほか、学業成績が低下している等の状況がみられた。 今後は、厳しい財政状況も考慮しつつ、国費の使用については質の向上へ重点を移すことが必要である。	国費留学生の規模・国別偏りの見直し、質向上のための新たな選考方法の導入のほか、私費留学生からの採用方法の改善等を実施した。
大都市地域にお ける大気環境の 保全に関する政 策評価 (総合性確保評価) (平成18年3月31 日)	大気環境基準の達成率は全体として増加傾向だが、交差点等の周辺地域で長期にわたり未達成であるほか、対策の効果が顕著に発現するはずの対策地域で、著しい改善が見られない。 今後は、有効な局地汚染対策の実施、大気汚染メカニズムの解明、対策地域外からの流入車対策の導入に係る検討等を実施することが必要である。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法を改正(19年5月)し、局地汚染対策の導入等を行った。